

危険行為を繰り返すと、

# 「自転車運転者講習」 の受講が義務化に!

危険な行為の

# 15 項目

<p><b>信号無視</b> 法第7条違反</p> 	<p><b>通行禁止違反</b> 法第8条第1項違反</p> 	<p><b>歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)</b> 法第9条違反</p> 
<p><b>通行区分違反</b> 法第17条第1項、第4項又は第6項違反</p> 	<p><b>路側帯通行時の歩行者の通行妨害</b> 法第17条の2第2項違反</p> 	<p><b>遮断踏切立入り</b> 法第33条第2項違反</p> 
<p><b>交差点安全進行義務違反等</b> 法第36条違反</p> 	<p><b>交差点優先車妨害等</b> 法第37条違反</p> 	<p><b>環状交差点安全進行義務違反等</b> 法第37条の2違反</p> 
<p><b>指定場所一時不停止</b> 法第43条違反</p> 	<p><b>歩道通行時の通行方法違反</b> 法第63条の4第2項違反</p> 	<p><b>制動装置(ブレーキ)不良自転車運転</b> 法第63条の9第1項違反</p> 
<p><b>酒酔い運転</b> 法第65条第1項違反</p> 	<p><b>安全運転義務違反</b> 法第70条違反</p> 	<p><b>妨害運転(あおり運転)</b> 法第117条の2第6号違反 法第117条の2の2第11号違反</p> 

**自転車運転者講習制度のながれ** ※受講命令に違反した場合5万円以下の罰金

- 1 自転車運転者が危険行為を繰り返す  
●3年以内に2回以上
- 2 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令
- 3 講習の受講  
●講習時間:3時間  
●講習手数料:6,000円(標準額)

**「交通事故をなくす運動」 八尾市推進本部・八尾市・八尾警察署**

# 大阪府自転車条例

大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定しました。

(平成28年4月1日施行)

## 条例の4本柱

### 自転車保険の 加入義務

### 交通安全 教育の充実



### 自転車の安全利用

- 高齢者のヘルメット着用
- 自転車の点検及び整備
- 反射器材の装着

### 交通ルール・マナーの向上

自転車利用者の役割



### 事故の相手方を補償する自転車保険の種類

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自転車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共 済		全労済、市民共済など
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T Aの保険	P T Aや学校が窓口となる保険
T Sマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		カード会員向けに付帯した保険



＜条例に関するお問い合わせ＞大阪府自転車条例総合窓口 TEL06-6944-6736

「交通事故をなくす運動」八尾市推進本部（事務局：都市交通課 TEL072-924-3880）